

## 選定坑区制の導入と炭坑投機家：石炭商中原屋の事例から

河村，輝樹  
新周南新聞社

<https://doi.org/10.15017/13775>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 17, pp.47-72, 2002-03-25. 九州大学石炭研究資料センター  
バージョン：  
権利関係：

# 選定坑区制の導入と炭坑投機家

——石炭商中原屋の事例から——

河 村 輝 樹

## 一 はじめに

明治二十年代、筑豊炭田の諸炭坑は大きく変貌した。その大きな要因となったのは、選定鉱区制の導入であった。選定鉱区の出現は、それまでの零細炭坑を淘汰し、大型資本による大規模炭坑の経営を可能にした。また、中央資本にとっては筑豊進出の条件をつくりだし、三菱・三井系資本が炭坑経営に乗り出した。これを契機として、従来借区規模の小さかった筑豊の炭坑は、いつきよに全国平均を引きはなして大規模化した。それは石炭産業における原始的蓄積の実現の重要な一要因であった。<sup>1)</sup>

本稿では石炭商中原屋を例にとり、選定坑区の導入過程に現れた石炭投機家に注目する。中原屋は藩政期から筑豊石炭の卸売業を生業としていたが、相次ぐ石炭事業の失敗で経営不振に陥っていた。中原屋は筑豊炭田における選定坑区制の導入に新たなビジネス・チャンスを見出した。

中原屋は、炭坑所有を投機対象としてとらえ、転売目的として選定坑区の借区獲得に乗り出した。その内容は、選定坑区内にあたかも中原屋

が炭坑の操業を始めるかのように借区出願をし、一方で中央資本を相手に出願する借区を売り込んだ。選定坑区の借区許可が下れば、すぐにも希望者に借区の特許を引き渡して現金に換える手はずであった。

当時、筑豊炭田の借区取得において、大きな障壁となったのが、地主承諾や村民承諾の存在である。借区出願者には出願書類の雛形に、地元村民の承諾書が必要とされた。<sup>2)</sup> 承諾書には、炭坑操業時の用地賃貸契約、坑害補償の取り決めのほか、承諾金が給付された。この承諾金をめぐって、地元村民による金額のつり上げや約定書の重複といったトラブルが発生した。

中原屋は、地主承諾や村民承諾を取りまとめるため、地元村の有力者と交渉して村民の取りまとめを委託した。承諾金については、その一部を約定時に証拠金として積み、残金は借区出願の際に支払うとしている。しかし、この地主承諾や村民承諾が中原屋の炭坑投機活動にとって、大きな障害となっていくことになる。

本稿では石炭投機家について扱うものとするが、ここでいう投機とは、

ある財・資産の異時点の価格差を利用して儲けようとする行為である。<sup>5)</sup>したがって、投資のように、生産活動などから得られる一定の利益を目的に資金を投下するものとは区別して考える。

## 二 地主及び村民承諾の示談交渉

### 1. 金田村

明治二十一年(一八八八)十月一日、筑豊炭田に告示第六六号をして福岡県知事より八坑区の選定が告示され借区出願を差許された。<sup>4)</sup>さらに、郡長から各戸長宛に選定坑区での借区出願手続きについて達が出された。

当時、借区出願の際に看過できなかった問題は、炭田周辺に居住している住民からの「人民承諾」の必要性であった。わが国初の坑業法である日本坑法(太政官布告二五九号)は、坑業人の坑山開採に際し試掘制度を設け、あわせて地主承諾を義務づけた。<sup>5)</sup>日本坑法は、試掘に関してのみ地主の優先権を保証している。しかし、実際には、地主優先権は借区開坑まで有効であると解釈されていた。<sup>6)</sup>

また、福岡県では借区出願の際に村民承諾を求める慣行もあった。旧小倉県「田川郡石炭取締規則」は、試掘・開坑に際し村の区戸長に大きな権限を与えている。田川郡での出願要領は、出願書・測量図に加えて「承諾書」と「異見書」を添付する様式を採っている。承諾書は村民承諾の正式な約定証であり、村民惣代の連署・連判がなされている。異見書とは、出願者の資産額・炭坑営業見積証明に対する村区戸長の保証書を言った。

福岡県における村民承諾の根拠は、明治八年(一八七五)四月布達の

「諸坑借区開坑或ハ試掘願之節ハ別紙之通取調可申候事」(六項目)に示されている。この布達第三項目において、試掘・借区開坑に対し村民承諾を求めている。<sup>7)</sup>

一方、選定坑区においては、「石炭借区選定出願手続」から地主承諾や村民承諾を求める文言が見られる。

「第二 地主若クハ村民惣代承諾書ハ従前ノ通り添付スルヲ要スト雖モ、無謂事故申立之レヲ拒ム等ノ事アル時ハ、其理由ヲ詳記シタル書面ヲ願ニ添工差出サシムベシ」

選定坑区での借区出願においても、「地主若クハ村民惣代承諾書」を従来通り添付することになっている。しかし、史料として扱った承諾書を見ると村民承諾の様式が多い。本稿で取り扱う時期には、地主承諾は村民惣代承諾書の中に含まれるものと解釈されていたと推察される。村民惣代と地主惣代が同一という状態も生じたらうであろうから、省略してひとつにまとめられたものと思われる。

「明治二十二年借区約定証

一 豊前国田川郡上金田村ノ関係地式ノ内、石炭借区ニ付約定証左ノ如シ

### 第壹條

一 上金田村上山関係地式ノ内、字和田・熊本・楠村堺ニ至ル字早瀬・大竹・原・七宗子・長瀬町・伊方村堺ニ至ル字立石・木部ト無田々堤ノ下六郎太郎・楠村堺ニ至ル字平原官有地楠村ニ至ル西

方者共有地有之、大熊村界ニ至ル都合式拾ケ所ヲ約スル事

第三條

一 田畑・道路・土橋ニ至ル迄、坑業中要地トシテ若破損出来候節者、以前ノ通修繕致候事

第三條

一 金五百円 村方承諾金惣計

但、此請引内訳

一 金貳百五拾円 現金相渡済

一 金貳百五拾円 借区出願ノ節村方調印ノ上相渡ス約

定ノ事

メ辻

第四條

一 村方約定証第三條ニ対スル承諾金壹ケ年金百五拾円宛請引ノ義者、毎年兩年度内訳金七拾五円者二月一日、又金七拾五円ハ八月一日無相違期限ノ通相渡可申事、万一期限相滞候節ハ炭坑口差止メ候共不苦事

第五條

一 借区出願許可相成候上、無謂明治廿四年之間ニ營業不致候節ハ、今般約定証反古タルベク、尤、渡金者流捨可致候事  
附、許可延引ノ節ハ此限ニアラズ

右之通條々致約定候処確實也、為後約定証差入置候処仍而如件

明治廿二年一月八日

豊前国小倉宝町千五百十九番地

中原 嘉左右

同 国 室町式拾番地

中原 嘉平

森野 久次郎 殿  
植 高 四三郎 殿  
田 渕 善 市 殿  
植 高 鍊 松 殿  
平 寫 壮 平 殿  
辰 寫 源 八 殿

右史料は、石炭商中原屋と田川郡金田村の村民惣代が交わしたいわゆる村民承諾の約定証である。中原屋と金田村の村民承諾をめぐる示談交渉は、明治二十一年（一八八八）暮れから始まっている。当初、中原屋は承諾書の取りまとめを地元の周旋人に頼っていたが、高額な承諾金と幹旋料を提示されたため交渉が難航した。そこで、金田村用掛、森野久次郎と議員、植高四三郎に直談判することで右の承諾書を取りつけた。しかし、金田村上組の村民惣代、森野久次郎・植高四三郎・田渕善市は、それより以前に東京の牟田口元学とも承諾書を交わしていた。

一 福岡県豊前国田川郡金田村ノ内、平原・野添・地用・小塚町・上勢・持町・笠木・七田堤ノ内・塚町・上下町・九反坪石炭含有地借区願ノ義、双方熟談ノ上左ノ通約定相整候事

一 右字ノ内今般出願ノ借区願書図面等ハ定式ノ通り村中地主及人民惣代等一同連署、戸長役場ヨリ郡衛へ進達済ノ上、金百円借区券下渡ノ上、金五拾円村方へ相渡可申事

一 借区開坑着炭致候上ハ一ケ年間毎ニ金百五拾円宛村敷トシテ相渡可申事

一 開坑口瓦斯捨場ハ該地価金之五割増之事

一 鐵道敷地、器械据付場、揚水溝地、石炭置場、家屋建築地等ノ

諸用地ハ、田地ハ券面地価、畑地ハ上中下ノ三等ニ區別シ、山

林ハ下等畑地ニ準シ候事

一 上等畑地壹反歩ニ付金三拾円、中等同金貳拾円、下等同金拾円

ノ割

但、官有及共有地等ハ此限ニアラス

右之通約定取極履行可致、依テ他日異議ナキ確証トシテ一札如件

明治廿年五月十三日

東京麹町区紀尾井町寄留

牟田口元学代理

筑前国遠賀郡若松村貳百二番地寄留

森 滋

森野 久次郎 殿

植高 四三郎 殿

其外

右之通牟田口元学殿へ約定書写書相違無之候也

村方惣代人

森野 久次郎 印

植高 四三郎 印

田 淵 善 市 印

⑨

右承諾書は仮約定の段階であつたが、牟田口元学はすでにこの約定証をもつて選定坑区に借区出願済みであつた。また、金田村の村民惣代は、牟田口から条約間金（承諾金）百五十円のほか毎年代償金として金百五十円を受け取つていた。

中原屋は金田村での承諾書について重複契約となることを承知のうえに約定を結んでゐる。これは、牟田口の承諾書が仮約定証であつたからである。中原屋からみれば、本約定でないかぎり解約できると考えていたようである。中原屋は金田村上組の村民惣代に働きかけ、牟田口との仮約定を解約させる約定証まで整へてゐる。

「 約定証

豊前国田川郡金田村上組関係之内字平原・野添・地用・小塚町・上勢・持町・笠木・七田・堤ノ内・塚町・上下町・九反坪ノ地所、石炭含有見込ヲ以テ、明治廿年五月牟田口元学殿工村方惣代人ト借区開坑ノ為仮約定致置候処、其後廿一年三月同人ヨリ再談ニ相成、右地所ノ内四万坪借区出願可致ニ付承諾致呉候様更ニ頼談有之、則、仮約定ヲ解、相改四万坪ノ承諾証相渡候処、既ニ同氏ヨリ出願相成居候、右ニ付残ノ地所者今般貴殿工左ノ通り金額相約シ、地所委皆借区開坑承諾致候処確実也、然ル上者牟田口氏江先年相渡置候仮約定証、同人四万坪出願ノ節判消可致処、其際村方世話人不行届ニ付不日判消之上、其之許殿出願相成度、其之節ハ無相違村方調印相渡可申候

一 金千五百円 金田村上組関係前断ノ字坪付承諾金定

此訳引

一 金五百円 承諾約定証取換ノ節受引金

- 一 同五百円 借区出願ノ節調印ノ上受引定
- 一 同五百円 借区許可出炭ノ上受引定

メ 辻

外二

- 一 石炭採出営業時、一ケ年二付金式百円宛村方工御渡被下度定ノ事

但、道式ハ前断石炭営業ノ場合ニ於テ各地主ヘ示談取計ノ事

- 一 炭業ニ付坑口始家屋建築地其外道路、瓦斯捨場等入用地ハ、差支無之様村方ニ於テ取斗、地価色分ノ後示談可仕候事

右之通村方人民中及ヒ地主共協議ノ上、今般其許殿工承諾約定致候処確実也、然ル上ハ爾後如何躰ノ義有之共、他人工約定致間敷候、仍テ為後証、村民并ニ地主惣代ヲ以テ約定証差入置候処如件

明治廿二年一月

田川郡金田村上組人民及惣代

村用掛	森野久次郎
惣代	植高四三郎
〃	田渕善市
〃	植高鍊松
〃	平島壮平
〃	辰島藤平
〃	辰島源八

中原嘉左右殿  
中原嘉平殿

右の約定証をみると、金田村の村民惣代に支払う承諾金が当初の金五百円から金千五百円に上昇している。また、炭坑操業時の年間支払金も金百五十円から金二百円と割高に見積もられている。牟田口元学が村民惣代に支払った承諾金百五十円に比べればかなりの高額である。中原屋は、選定坑区の借区を売却すればそれ以上の利益を得られると考えていた。

しかし、この約定書には捺印が押されていない。中原屋はこの時点で承諾金千五百円のうち、証拠金百五十円しか積んでいなかった。残金は借区出願時に支払うとしたため、その時に村民惣代から捺印をもらう予定であった。また、承諾金の残金についても早期に借区売却先を探し出し、売却先に残金を支払わせるつもりであった。

明治二十二年（一八八九）一月、中原屋は、金田村の村民惣代と牟田口元学の仮約定証を回収し借区出願に備えることとなった。

## 2. 大熊村

中原屋は、田川郡内の金田村につづき大熊村との示談交渉にも着手する。当時、大熊村は田川地区の海軍予備炭田の指定を受け、民間炭坑の操業が封鎖された状態にあった。中原屋は、田川地区海軍予備炭田の封鎖解除と坑区の選定を予想して住民との示談交渉を進めている。

大熊村での承諾を取りまとめたのは、金田村議員、植高四三郎である。植高は、中原屋に海軍予備炭田の封鎖解除を求めて上京した大熊村陳情団の情報まで伝えている。

大熊村との約定は、明治二十二年（一八八九）二月十一日に結ばれた。

「石炭借区約定証

豊前国田川郡大熊村石炭含有地、豫テ海軍省豫備炭ノ命令ヲ蒙居候処、自今村民協議ノ上、解令上願可致ニ付解令ノ上ハ其許殿へ借区営業被成下候様、御頼談ニ及ヒ候処御承知被成下、依之左之条条々致約定候事

第壹条

田川郡大熊村式、東方ハ糶村・金田村二堺、南西ハ糸田村堺、東より北ノ方金田村之堺迄、委<sup>憲</sup>皆其許殿ニ今般約定致候処確實也、勿論田島・山式・宅地等ヲ不論、石炭含有地異儀<sup>憲</sup>、御座候事  
但、別紙図面菅葉相添候事

第貳条

該地所ニ付借区出願ノ節者、願書其他書類、村民・地主等調印ヲ要スル件々、公私ヲ不論、何時も村民中調印可致候事

第参条

坑口式地其他土砂捨場・運送道・橋・溝式等、坑業ニ付要用之地所ハ、田島・山林式ヲ不論、応分之地料ヲ附シ貸与可致候事、尤、売渡地所者地価ノ壹倍ヲ以売渡可致事  
但、事務所・器械据付場等ニ付、御勝手ニ切定地可被成候事

第四條

坑業ニ付聊苦情ケ間敷義、毛頭申出間敷ハ無論、借区出願者ハ貴殿弁(便)利ニ任セ、村方ニ於テハ異儀申間敷候事

第五條

今般前条確定候ニ付テハ、村中へ爲承諾金左之通相定候事

- 一 金九百円 村方承諾金高定

此内

金百円也 爲約定金、正請取申候

金四百円也 借区出願、村印調印之節請引定メ

金四百円也 借区許可、採炭之上、請引定メ

外ニ金貳百円 採炭坑業中、毎年請取可申事

第六條

今般前条々確約致候ニ付テハ、前条金百円正請取、村民中へ配賦致候処確實也、然ル上者決テ他人江約定等、毛頭無御座候、万一、該約定ニ付他ヨリ故障ケ間敷義申出候者於有之者、村民中より取捌キ、聊力御迷惑相掛申間敷候事

豊前国田川郡大熊村

用掛 藤田 藤吉 (印)

長副 次吉

長末 仁平

村上 作平 (印)

湊 秀太郎 (印)

長副 善三郎

長副 市三郎

村上 孫平 (印)

村上 松太郎

中原 嘉左右 殿

右の約定証は、中原屋にとって有利な条件が示されている。承諾金九百円を除けば、坑業用地の購入価格は地価の一倍、事務所・器械据付

場所については貴殿の自由とされた。さらに、村民は中原屋の坑業について一切苦情を申さず、借区出願者の任命は貴殿の便利に任せるとされた。承諾金についても証拠金として金百円を積み、残金は借区出願時と借区許可後に支払うとした。

しかし、大熊村でも約定証の重複契約が問題となった。中原屋は大熊村の惣代人を相手に、約定証の重複について「法利ヲ仰<sup>(13)</sup>」と裁判で争う姿勢も見せている。

一 明治廿二年一月廿七日

石炭採掘約定書

田川郡糸田村 大熊村

約定証

今般豊前国田川郡糸田村ノ内旧大熊村石炭含有地ハ、目下海軍予備炭田ニテ借区御禁令中ニ付、東京府杉本・朝吹英ニト大熊村人民并ニ地主ト定約スルニ付、杉本正徳・朝吹英ニラ甲トシ、大熊村人民并ニ地主ヲ乙トシ、定約スル左ノ如シ

第壹条

一 甲者ハ大熊村地内石炭含有地ハ残ラス追テ借区御開業ノ節出願起業可致候事

第貳条

一 乙者ハ大熊村地内ニ於テ、甲者ノ石炭採掘起業ヲ全ク承諾許容シタリ、就テハ決テ妨害ノ所行ハ勿論、聊タリトモ異議申立間敷候事

第三條

一 甲者ハ乙者ニ対シ承諾金トシテ、左ノ項目ニ従ヒ出金相渡可申候事

第一項 金八拾円也

是ハ今般本定約決行ノ当日相渡可申事

第二項 金四拾円也

是ハ借区出願許可ノ上、坑業着手着炭ノ節、甲者より乙者江相渡可申候事

第三項 金<sup>(2)</sup><sub>(白)</sub>

是ハ借区出願御許可ノ上、礦業着手出炭後滿一ケ年毎ニ村益金トシテ相渡候事

第四條

一 乙者ハ甲者ヨリ借区出願ノ節ハ、何時タリトモ無異議地主及ヒ人民承諾書調印ノ上、可差出ハ勿論、其他出願上必要ノ書類江調印ヲ要スルトキハ、直ニ調印可致候事

第五條

一 乙者ハ甲者ニテ借区出願許可ノ上、礦業着手ニ付、坑口場及家屋建築地、石炭買場運搬道路式地其他、惣テ礦業上入用ノ地所借入、又ハ買入ノ談判有之タルトキハ相当ノ評価ヲ以テ地主ヨリ貸渡又ハ売渡、決而礦業上妨害不相成様可致候事

但、地主他村ノモナルトキハ乙者ヨリ精々示談遂ケ、甲者ノ差支ナキ様尽力可致候事

第六條

一 乙者ハ甲者ヨリ第四條外当礦業上ニ付村人民又ハ地主ノ調印ヲ要スル場合ハ、何時タリトモ照会次第無異論速ニ調印可致候事

第七條

一 乙者ハ甲者ト本定約江結ヒタルニ付テハ、他人ト定約致間敷候事



第八条

一 石炭採掘ノタメ被害ノケ所出来候節ハ、日本坑法ノ通り取斗可申候事

第九条

一 乙者ハ甲者ノ都合ニヨリ本定約ノ権利義務ヲ他人江譲渡モ、決テ異議申間敷候事

第十條

一 本定約決而後、町村制実施ニ付、万一本定約履行上抵触スル廉アリテ甲者ノ差支ヲ生シタルトキハ乙者ニ於テ引請、必ス甲者ノ礦業上妨害不相成様急度取斗申候事

右条々決約セシ処実正也、然ル上ハ向後甲乙互ニ確守履行可致候事、万  
一 甲者ニテ違約セシトキハ、乙者ニテ甲者ニ対スル義務ヲ尽スベキ限り  
ニアラス、乙者ニ於テ違約セシトキハ、甲者ニ於テモ乙者ニ対スル義務  
ハ無之ノミナラス、甲者ノ損害金トシテ金壹千円乙者ニ於テ弁償可致、  
依テ為後日双方連署如件

明治廿二年一月廿七日

福岡県豊前国田川郡糸田村ノ内旧大熊村

人民及地主

- 長 副 市三郎 (印)
- 同 善三郎 (印)
- 同 治 吉 (印)
- 村 上 松太郎 (印)
- 長 副 忠三郎 (印)

長 末 仁 平 (印)

長 末 茂 平 (印)

長 副 氏 太 郎 無

藤 田 藤 吉 (印)

長 副 豊 田 郎 (印)

村 上 清 七 死 亡 人

長 副 儀 三 郎 無

長 副 安 太 郎 無

田川郡 糰 村  
紅 田 新 七 (印)

田川郡 柿 下 村  
林 芳 太 郎

東 京 府  
朝 吹 英 二

代 理 上 毛 郡 広 津 村  
野 依 半 治 (印)

逐テ本定約書式通ヲ製シ、甲乙互ニ保官(管)スルコト事トス

以下余白

右は朝吹英二と大熊村の村民惣代との間で交わされた約定証である。日付から朝吹は、中原屋よりも十二日前に約定証を交わしたことになる。大熊村の村民惣代は朝吹にも中原屋同様、有利な条件を認めている。約定証には、村民惣代と朝吹代理の連署捺印がなされていることから正式な約定証となっている。おそらく、朝吹はこれをもって借区出願に臨ん

14

だものと考えられる。

約定内容をみると、朝吹が大熊村の村民惣代に支払うべき承諾金は金八十円で、そのうち約定締結時に金四十円支払っている。このほか残りの金四十円は、空白となつてゐる村益金として支払われる予定であつたと思われる。

当時、承諾約定の賞金として村益金と承諾金の二種類があつた。前者は「地補金」などとも呼ばれ、耕地補償金を意味した。地補金には、個々の地主に対するものと村方に対するものがあつた。地主宛の地補金は、借地料・坑害補償の建前をとり、村方宛の地補金は、借区開坑の際の「承諾料」的なものであつた。地補金は、坑主から斤先金で毎年支払われた。後者の承諾金とは、狭義には、村民承諾の約定金のことをいふ<sup>15</sup>。しかし、朝吹の承諾金八十円に対し中原屋の承諾金九百円には大きな乖離がある。中原屋は承諾金について「直(値)両三度数度押合<sup>16</sup>」をしているが、金田村議員、植高四三郎の示した金額に従うことになつた。さらに、大熊村の村民惣代は朝吹と約定違反になるにもかかわらず、中原屋とも約定を締結しようとしている。村民惣代にとっては、どちらが借区出願しようとも現金が手元に入ってくることにはかわりなかつた。承諾金が高額であればあるほどよかつたのだから。

中原屋は、大熊村の村民惣代に朝吹との約定破棄を約束させ、村方宛の約定証も回収した。そして、またも承諾金の残金を売却先まかせにして借区出願の準備に入つた。

### 3. 宮床村

これまで中原屋は、選定坑区の借区出願に備えて村民承諾の約定締結

に力を注いでいたが、田川郡宮床村では実際に操業している炭坑まで買収しようとした。

田川郡宮床村は大熊村と同様、海軍予備炭田の指定を受け借区出願も差し止められていた。宮床村には、明治十二年(一八七九)より操業する山本貴三郎の炭坑があつた。宮床村でも坑区の選定が予想されたことから、山本も新たに借区出願をおこなうつもりであつた。

〔明治二十二年七月二五日〕

「田川郡大炭田の中央にある山本喜(貴)三郎氏の借区は、僅かに六万坪位の小借区なれども、其の場所が場所なれば、多くの借区競争者中には、之れを得れば勝ち矢へば敗るとまで考え付くる人あり。終に、名高き問題と為り、奇貨置くべしとして、大いに之れに垂涎するもの多く、即ち三菱商会及び当地の坑業会社を初め、所々方々種々様々の手筋より買入れに掛り、一旦は数十万円にて取引の出来るとの噂ありし程なるも、如何なる訳か目下猶ほ依然として動かず、相変わらず縦坑の穿鑿工事中にして、早速七尺掘りにて着炭するに至れりと。結局果して如何なるよや (原文に句読点はないが、文脈から筆者がうった) 』<sup>17</sup>

福岡日日新聞は山本の炭坑について小借区と評価しているが、当時の田川郡で坪面積三万坪以上の炭坑は大借区である。同時に山本は田川郡内でも、ただひとりの大借区保有者であつた。<sup>18</sup>

中原屋と宮床村の村民惣代との交渉は、大熊村の示談交渉とあわせて進められている。宮床村での示談交渉には、地元の周旋人が仲介し約定締結にも立ち会つてゐる。

「一 福島栄太郎・小島彌一郎、去ル五日より田川郡宮床村江差立、千

田芳次郎ハ同日沓尾より香春江罷越、同所ニテ三人申談示、宮床  
村承諾書之件尽力之処、同所ニテ手数之上、今八日朝漸々決極シ  
テ午後三人共一同ニ二応帰倉之事

宮床村々民中并惣代とも調印承諾証書通

村約証書通

同地図書通并手数料請取証書通

承諾料 金八百円

周旋料 同式百五拾円

外ニ村方へ

壹ケ年金百五拾円宛義務金相渡候様

入用之折ハ宅地壹反分、宅地金四十円、田地式十円、畠地

拾五円取極メ候事

代理人福島栄太郎名判ニメ遣ス

右別袋入ニメ、本書ハ千田芳次郎へ今日引渡置候事

但、千田芳次郎今夕帰邑之事、小島彌一郎当地へ残し置候様

申出候事

「<sup>19</sup>

「二 田川郡宮床村炭田条約ニ付、今八日朝同村ニテ福島栄太郎より、

周旋人村惣代伊藤傳三郎・久一郎・經吉郎へ其外ニ引合左之通、

尤、村中之者立合連印之事

一 金八百円

条約金員ノ高 此内百五十円ハ伊藤傳三郎

外式名へ村方より配当之趣

一金式百五拾円 周旋人伊藤傳三郎・伊藤經吉郎・伊藤久一

郎渡シ

外二

一 金拾円 中山喜之輔下周旋料

一 金拾円 糸田村伊藤久一郎弟藤吉へ同断

一 金拾円 糸田村ノ件ニ付右兩人江渡ス

一 金五円 伊藤久一郎方止宿小島彌一郎・奥三郎等ノ世話

ニ付茶代

一 金貳円 伊藤經吉郎へ茶代

一 金七円 村方へ 宮床祝義

一 金五円 伊藤傳三郎諸経費渡ス

メ

外二

一 金五円

右之通遣払致候段申出候事

一 糸田村ノ件者小前惣人別之調印、先ニ取斗候上ニテ、先ノ定約江

取合之筈ナリ

此周旋人伊藤久一郎

藤吉

外二中山喜之助迫込筈

惣代受引定ル 伊藤傳三郎

經吉郎

「<sup>20</sup>

宮床村での中原屋の活動に協力的であつたのが地元田川郡の周旋人た

ちであった。これら周旋人は、村民承諾の話を取り付けては中原屋に売り込んできた。また、地元の村や炭坑の状況も伝えてくることから、中原屋にとっては地元の情報源ともなった。

しかし、示談交渉の過程で発生した重複契約や承諾金のつり上げには、周旋人がからんだ場合が多かった。重複契約や高額な承諾金は、周旋人の活動の温床となっていたといえよう。

宮床村での村民承諾を取りまとめた中原屋は、次に山本貴三郎の炭坑買収交渉に入る。地元周旋人からの情報で、炭坑が経営難に陥っていることを知り、坑主の山本は宮床村の村民惣代と約定証を交わしながらも承諾金未払いで調印もない状態にあることがわかった。中原屋は、宮床村の村民惣代に対し山本との約定は引き延ばすよう働きかけている。

ここで、周旋人の情報から山本貴三郎の炭坑がどのような経営状態にあったのかみてみよう。山本は炭坑の操業資金として、若松港の相部某・正友某・藤井昇平の三人より金五、六千円の出資を受けていた。また、備後下津井中西七太郎商店神戸支店から借区を担保にして一万一千円の資本融資も受けていた。これらの借入金返済が炭坑経営の不振で滞り、炭坑の継続も危ぶまれる状態にあった。

この状況をみて中原屋は、若松港の債権者から山本の債務を買い取って炭坑奪回を計画した。明治二十二年（一八八九）二月二十四日には、中原屋が中心となって債権者集会を開いている。中原屋は山本に対して「仁義ヲ以買取」とし炭坑の譲渡をせまっている。この時の債権者集会の席で山本は「権限平方ニテ、是ハ讓候様当人申出候内話」と明確な返答を避け、「（松岡）陸平ヲ相論候上ハ無意儀讓方出来候段」と話している。<sup>21</sup>

注目すべきは、山本の「権限平方ニテ」の発言である。炭坑の経営権の半分は平岡浩太郎にあるという意味であろう。後に豊国炭坑と呼ばれる山本の炭坑経営に、平岡はこの頃から参画していたようである。中原屋の炭坑買収において、障害となったのが平岡の存在であった。中原屋は山本の炭坑について、平岡を除外して買収工作を進めていた。また、炭坑の棟梁である松岡陸平も明確な返答を避けたことから債権者集会は次回に持ち越されることになった。

### 三 借区出願と選定坑区の斡旋

#### 1 色川誠一

明治二十二年（一八八九）一月、中原屋は田川郡内での村民承諾にあわせて出願予定借区の斡旋を進めている。東京に営業員原田五六を派遣し、大手企業や資産家に借区を売り込んだ。

最初に選定坑区に興味を示したのは、東京深川区猿江町の資産家、色川誠一<sup>22</sup>であった。色川は原田に対し現金千五百円を預け、借区出願を依頼している。現金を受け取った中原屋は、色川の代理として借区出願を留意することになった。色川には中原屋から借区出願に必要な書類が送られている。

「金田村上山人民假約定証」 老通

同断 牟田口元学假約定証 老通

同坑開坑予算書 老通

採炭営業積書 老通

「四通」<sup>23</sup>

「但、譲り証此方（中原嘉左右）并貨幣・千田三銘調印シテ相渡候事」<sup>24</sup>

右の史料から、中原屋は色川に選定坑区中金田村周辺の借区を斡旋しようとしたことがわかる。色川から渡された現金千五百円は、金田村の村民物代に借区出願時に支払う承諾金として当てられる予定だったのである。

しかし、選定坑区の策定中にもかかわらず、依然中原屋は借区出願できない状態にあった。借区出願に必要な書類は色川の手元であり、依頼者の色川から指示がない限り借区出願にいたることができなかった。

## 2 三菱社

中原屋の東京営業中、大口の斡旋相手になったのが三菱社であった。

中原屋は、色川の時と同じ方法で大熊村・宮床村周辺の借区を斡旋しようとした。

営業員原田五六は、三菱社の加藤敬助と会い出願予定の借区を売り込んだ。

「一 東京ノ都合者末松謙澄義、兎角不平之姿、追々滞京、加藤（敬助）ノ件ヲ申解候由、追々相分候趣、依之三菱銀行ヘモ加藤ノ書面ニテ度々履越候得共、前渡都合ニ無之、宮床之電信得テモ確と不致ニ付、其俣ニメ宮床山本喜三郎着手之譲り之咄ヲナス、六万円位之咄ニナル」<sup>25</sup>

史料の記録から、三菱社の加藤は中原屋の借区売り込みに理解をしめしている。しかし、原田は借区出願時に支払う承諾金を引き出すため、加藤の紹介で三菱銀行に赴くも断られてしまう。三菱社から見れば、何れも具体的な書類もない中原屋の商談は荒唐無稽な話に思えたのだろう。そこで、加藤は中原屋に対し「宮床山本喜三郎地所ハ大ニ望之義」<sup>26</sup>として山本貴三郎の炭坑を実際に買収するよう指示している。

〔明治二十二年二月十八日付電報〕

「ミヤトコ トメチ ヤマモトキサブロ シヤク トモゴマンニセンエンニテ ヤクソクキメヨ（訳 海軍予備炭田・山本貴三郎の借区、ともに金五二〇〇〇円でまとめよ）」<sup>27</sup>

中原屋の炭坑買収工作は、三菱社の依頼でおこなわれたものである。三菱社は山本貴三郎の炭坑買収を条件に、海軍予備炭田内の村民承諾の約定証もまとめて買い取る約束をしている。三菱社の指示を受けて、中原屋は「宮床村ニテ山本喜三郎借区地譲受之義、尽力周旋」<sup>28</sup>せよと地元周旋人に命じている。

明治二十二年（一八八九）三月一日には、三菱社の加藤敬助が下関を訪問している。しかし、この時点になっても中原屋は選定坑区内に借区出願しておらず、山本貴三郎の炭坑も買収できていない状態にあった。さらに、三月三日には状況が大きく変わる。

「カイゲン ジュンビバイデン イダ イカリ ゴトク ノホカ ミナトケル クワンケイサキニ シラセヨ（訳 海軍予備炭田伊田・

伊賀利・御徳村の以外は皆解ける、関係先に知らせよ」<sup>(29)</sup>

右は、中原屋の若松港常駐員から発信された海軍予備炭田の解放を伝える電報である。電報の内容から、鞍手郡御徳村ほか二か村を残し、他は全部解放されたような印象を与える。しかし、明治二十二年（一八九九）四月十六日、実際に解放された海軍予備炭田は、田川・嘉麻両郡の一部で伊田・伊加利の二か村が新たに封鎖された。<sup>(30)</sup>

田川郡の海軍予備炭田が解放されたことで、中原屋は大熊村と宮床村周辺の借区出願を急がねばならなくなった。

「カイゲン トメチ ミツヒシカイシヤ ホラチクカイシヤ ニ ユルス シラス（訳 海軍予備炭田は、三菱会社と筑豊坑業会社に許可下りたこと知らず）」<sup>(31)</sup>

右電報は、三月四日、下関滞在の加藤敬助から中原屋宛に発信されたものである。加藤は、三菱社に嘉麻郡内の海軍予備炭田の借区許可が下ったことを知らせている。加藤は三菱社の借区許可を契機に、田川郡宮床村の山本貴三郎の炭坑買収を急がせるようになった。

しかし、中原屋では山本の債権者集会が膠着状態にあり、炭坑の早期買収は不可能であった。坑主山本や棟梁松岡陸平は、炭坑の譲渡を拒んで債権者集会には現れなかった。

「ハナシハコバ子ハ<sup>(32)</sup> ソノママスグキタレ モノウチステカエル

（訳 炭坑の買収ましまらなければ、そのまますぐ来たれ、もうじき帰京する）」<sup>(32)</sup>

「ヒラオカ マイリニツキ スクトカイタノム ツカイアラハ<sup>(33)</sup> ツカイヨコセ（訳 平岡浩太郎が参りにつき、すぐに中原氏の渡海頼む、使いの者あらば、それをよこせ）」<sup>(33)</sup>

右の三月六日に発信された加藤の電報から、三菱社が炭坑買収を諦めた様子が窺える。注目すべきことは、下関滞在中の加藤のもとに平岡浩太郎が訪ねていることである。平岡は加藤に対し、三菱社が炭坑買収から手を引くよう交渉していたものと思われる。史料によると、平岡はこの頃三菱社社長岩崎弥之助と会談し、三菱社を炭坑買収から撤退させることに成功したとある。

「其等の有力者と争ふ能はざるを以て、百方苦心の末に長谷川芳之助の紹介に由りて岩崎弥之助と会見する事と奈り、一日駒込奈る岩崎邸に於て饗應を受けたるが、浩太郎は其時鉱山の権利獲得に關して金員を要する事と頌る切奈るものありしも、之を顔に現さず、又た一語も鉱山の事に及ばざりしが酒酣奈る頃岩崎は突然浩太郎に向ひ『豊国炭坑は之を得るの成算奈きか。』と切り出したれば、浩太郎冷然として『之を獲得することは容易奈れども我力の及ぶ所にあらず。』と答へたるに、岩崎は重ねて其は資本の事とを云うかと問えるに浩太郎は尚も冷静に『然り。我々を獲るの算あるも、其資本に乏しきを以て、如何ともするを得ずを放任せる奈り。』と答へたれば岩崎は意大に動きて金何程要するやを問へるに、浩太郎は心頭甚だ熱すると雖も依然として語気を冷えて『三萬円以下にては弁する能はず。』と答えたり。岩崎は其時膝を進めて『足

下にして果して之を獲得する成算あらば、金は足下の為に其金を弁せん。」と告げたり。浩太郎は、之に対して『余は金銭上の信用無し。』とて一旦は之を辞したるも、岩崎は浩太郎を勵して『負けてはいかぬ。』と終に金三萬円の支出を承諾したり、当時天下の財豪たる岩崎弥之助と筑豊鉱業界新進の逸材とは斬くして肝膽相照し、浩太郎をして他日の成功を致さしめたるは一場の美談として云ふべき余り。』<sup>34</sup>

右の史料から、平岡浩太郎は三菱社を炭坑買収から撤退させただけでなく、岩崎弥之助から厚い信用を得ることもできた。また、破綻寸前の炭坑を立て直すための資金援助を三菱社から引き出すことにも成功している。<sup>35</sup>

下関滞在中の加藤が、早々に東京に引き上げたことや平岡が訪問したという電報内容からみても三菱社の撤退は確実なものであったのだろう。しかし、中原屋では平岡が三菱社に対し炭坑買収の周旋を引受にきたものと介していた。

「一 中原嘉平方へ今夜罷越、千田勇太郎・千田義次郎今日参、原田五六外福島柴太郎立会之上集合、左二

一 馬関より加藤敬介より電報ニテ、平岡氏参候ニ付談判上有之、渡海(下関にくだること)候様原田五六江電報ニ付、是ハ全ク宮床山本喜之助(喜三郎)ノニ付、兎ニ角同人皆済売放兼候ニ付、速ニ先方之様子ニテ相待候様相決候

一 右ニ付平岡周旋請持候とも、平和ノ返答候様、并、宮床地質入之分モ万一譲渡之義申出候は、代人ニ付取決兼候様答置

候様、是ハ原田五六東京へ何分之事上京之上申述候様申聞候

一 右者福島柴太郎ヲ以代理ニ、原田より遣候様相決候事」<sup>36</sup>

「ヨ」(ナ) (ラ) ミナ (ノケ) エヤレ (ナ) イマ (ニキ) ノソミテアルカケヒキセヨ (訳 金田・大熊・宮床村地所は、全部色川誠一氏に売れ、大熊村地所は現在、重複契約地所であるが、望みはある、交渉せよ)』<sup>37</sup>

右の史料は中原屋の三菱社に対する不信感を感じさせる記事である。中原屋は炭坑買収を平岡が引き受けることになっても、穏やかに「平和ノ返答」をすると記してある。

しかし、加藤から電報があった翌日には、炭坑買収の請金五円を返還し三菱との今後の斡旋を「捨断致」<sup>38</sup>すことにした。中原屋は、これまで進めてきた大熊村と宮床村の村民承諾と炭坑買収を色川誠一に売り込むことにした。

### 3 挫折

筑豊炭田において海軍予備炭田が解放され坑区の選定作業が進む中で、中原屋もとに出願者の借区許可の知らせが入るようになった。この頃になると、中原屋にも借区出願に入る動きが見られるようになる。

「一 若松山口喜十郎、昨夕出状着之事 郵便

東京三付出状着、炭田之件止メ地放免之処、四分五裂之景況之

趣申来候事

送炭之義ハ明日取斗候様申来候

止メ地、八尺炭脈ヲ免ジニナル

但、相田坑区ハ松本へ、赤池坑区ハ平岡等ノ手ニ許可之由

是ハ伊田・伊賀利<sup>(38)</sup>ハ海軍止メ地、余ハ解放ニ相成候段申來候<sup>(39)</sup>

右の若松港常駐員からの情報では、解放された海軍予備炭田の選定作業が進む中、相田坑区は松本潜に、赤池坑区は平岡等に借区許可が下りる見込みと伝えている。赤池坑区において借区許可を得たのは、平岡浩太郎・安川敬一郎・牟田口元学である。

「其頃農商務省に於いて鉦区撰定の挙あり、筑豊五郡中より三十四鉦区を選定し、赤池鉦区も其一に数へられ居たるが、同時に海軍省は筑豊一帯炭田封鎖の令を發したるを以て、浩太郎は帰京して之が開放に運動せざるべからざる事と奈れり。是より先き浩太郎は出京するに際し、児玉哲太郎に旨を含め、独り留まりて村民と協約を締結せしむる事としたれば、児玉は百難を犯して漸く之が目的を達し、二十年四月、契約書及び測量圖を携えて上京し、浩太郎と共に信州に赴き、二十年十二月帰京せるが、浩太郎は其間豫備炭坑の開放運動に奔走し、二十一年四月、九州鉄道工事請負の計画を濟して福岡に帰るや直ちに安川敬一郎を訪れ、炭田開放を期し、共同して赤池炭坑を經營せんことを談ぜしに、安川は『余は足下と共同經營する事とを欲せず、然れども足下が事業經營を余に一任し毫も干渉する事と奈ければ共同することを妨げず。』と答えたれば、浩太郎は素より安川の整理經營に長ぜるを知るを以て之を快諾し、炭田開放以前十一月に安川と聯合の契約を奈し、更に牟田口と連署して炭坑借区を出願し、尋で浩太郎は牟田口の權利を譲り受け、安川と共同

經營の下に開坑設計に着手すること、奈れり。』<sup>(40)</sup>

右史料が語る赤池炭坑成立の経緯をみると、選定坑区に平岡・安川・牟田口は連署で借区出願したとある。牟田口取得の借区が平岡に譲渡されたことから、平岡・安川・牟田口は坑区の借区獲得において協力関係にあったことがわかる。このように、坑区の借区獲得を有利に展開するため、競争を避け共同して借区出願することは多くみられた。

しかし、中原屋は単独での借区出願にこだわっていた。中原屋は、借区を売却するつもりでいたから共同出願など考えていなかった。

明治二十二年（一八八九）五月になると、中原屋は東京の色川誠一から依頼を受けて借区出願の具体的な準備に取りかかった。色川の依頼によると宮床村山本貴三郎所有の借区を買収した上で、名義変更して借区出願せよとの指示であった。また、金田村・大熊村周辺については、借区出願を保留するよう伝えてきた。

「一 原田五六より東京ニテ色川誠一に約定之件、則、左二

証

豊前国田川郡宮床村石炭借区約定地、今般拙者譲り請候ニ付而ハ右半額ハ貴殿江可讓渡約定致候処実正也、然ル上ハ該地ニ係ル損益ハ、貴殿卜拙者ト同等負担可致者勿論也ト雖トモ、其処分方ハ拙者へ御任セ相成候事相違無之候、後証仍テ如件

明治二十二年四月一日

東京深川猿江町五番地

色川誠一 印



香春村

原田 五六殿

右之通、高式千五百ニ約定シテ、半額ハ先般原田登京之節、此分電報ヲ以請取帰候ニ付、半額ハ請取済ニ相成居候事

右中原嘉平・千田勇太郎・原田五六同道罷越候事、尤、向來ノ方  
法ハ山本喜三郎山ノ件売買周旋之上、色川へ引合之手筈、金田村  
ノ件ハ末松下向迄、大熊村ノ件  
ハ浅吹英二に談判之手筈ナリ

右約定証は、中原屋の借区取得の具体的な内容を示している。山本貴三郎の炭坑については、共同経営者平岡浩太郎の借区を残して山本の借区を買取することにした。また、中原屋は、牟田口元学や朝吹英二の村民承諾を反古にしまえば、借区出願を取り下げさせることができると考えていた。そして、準備金二千五百円をもつて宮床村・大熊村・金田村周辺を併せた借区を出願する予定であった。

「一 宮床地も出願致度、目下技師立込撰定中、近日借区開放之旨ニ付、即急通報候様申遣ス」<sup>42</sup>

「宮床・大熊・金田ノ地所借区出願ニ付、村承諾証中原所持ニ付、近日出願ニ付、書面ヲ以該村長江承諾証所持ニ付、外方出願不引受様、書面兩通ニメ仕出、戸長より指令取置候様申聞置候事」<sup>43</sup>

「宮床村式ヲ第一ニメ則量、并村中副願書調製之義申聞置候事」<sup>44</sup>

「一 東京深川区深川猿江町、色川誠一江出状之事 郵便

：(略)：宮床村之借区出願ハ何人名前、先便掛合之返事等申越候義も相察候得共、猶爲念掛合候段」<sup>45</sup>

「一 東京深川猿江町色川誠一、六月十九日出状着之事

○宮床村ハ福島良介江も申聞置候間、色川名目出願之手筈申來候、決テ差急キ不申段申來候」<sup>46</sup>

「一 東京深川、色川誠一より十七日前十一時三十分出電報、午後五時着之事

ノゾミナシ テカミ ダシタ」<sup>47</sup>

「宮床村七百五十円ニテ高取行蔵二ノ条約候様申出、山本喜三郎ハ平岡剛太郎へ委任シテ磯野へ競合候様申出ル」<sup>48</sup>

「一 中島文右衛門義、今早朝より田川郡大熊村江向、同村借区出願ニ付副願書調印之件ニ付、惣代人呼出ニ今朝より差立候事、是ハ外人約定之件ニテ楠村紅田新七・野依範二より該件相責勸解出願中之段昨日承知ニ付、最前之手続有之候ニ付中島差立候事」<sup>49</sup>

「一 原田五六、東京々橋区南鍋町老丁目伊東勘介方より十月廿六日出状、中原嘉平宛着之事

東京も大臣家辞職之点ニテ混雑、大隈大臣一件ニテ福岡県人ノ

改方嚴重ニテ、未タ末松も多端之由申来ル」<sup>50</sup>

「○田川三ヶ村之緋益ヲ以企救郡ヲ開坑、万一不都合之節ハ損金割府可然、耆人千田へ損毛不相掛事ヲ申聞候」<sup>51</sup>

「田川郡炭田之内

糴区ト申唱へ此含有 糴村・大熊村・宮床村・糸田村 メ四ヶ

村 磯野小左衛門金田区 金田村 柏木勘八外牟田口・久良知・

中村源次郎」<sup>52</sup>

「一 金田・大熊・宮床地、糴区江組込ニ相成候段、磯野・平岡十五日罷下承知、就テハ色川より何とも不申越候哉、委細返事申遣ス」<sup>53</sup>

「一 千田勇太郎午前参、昨夜十時馬関より帰り候趣ニテ罷越候事

大熊村約定証持参之事、是ハ到底數口ニ付色川ニテも成立如何之由ニテ持帰り候趣

金田村上山之口者何分ニ取斗候様色川申出候趣ニ有之候事

大熊村ハ該地江引合之手筈ナリ」<sup>54</sup>

「一 中原嘉平今夕参、千田勇太郎義、今昼前東京より罷帰着、直ニ帰村之段申出候事

一 東京ニテ田川、金田・宮床・大熊ノ件、色川江数度引合之処、

漸々二度面会、同人も株券相場ニテ大ニ失敗ニテ、何分宮床

山落着不致ニ付、原田五六ヲ残置候段申出候事」<sup>55</sup>

右は、糴坑区・金田坑区における中原屋の借区出願の動向を史料の記事から追つてみたものである。

明治二十二年（一八八九）六月、中原屋は宮床村周辺で坑区の選定作業が行われていることを知り、すぐに承諾書の最終調製と現地の測量作業に入っている。

また、一方で東京の色川誠一とも出願内容の調整を図っている。当時、色川は宮床村周辺の借区出願に、福島良介を<sup>56</sup>引き込もうとしていた。色川は借区出願に際して、連名者を探しており出願の指示を保留していた。中原屋の説得で色川は個人名義で出願書類を整えることになった。

この間、宮床村では、山本貴三郎・平岡浩太郎・磯野小左衛門が連名で借区出願している。また、大熊村では、朝吹英二と承諾書を交わした糴村の村長、紅田新七・野依範二が、中原屋を村民承諾の重複契約で告訴しようとしていた。在京中の原田五六は小倉出身の代議士、末松兼澄に頼ろうとするも、告訴取下げにはいならなかった。

明治二十三年（一八九〇）二月になると、選定坑区と借区許可の情報 が中原屋にもたらされた。糴村・大熊村・糸田村周辺は糴坑区となり、山本貴三郎・平岡浩太郎・磯野小左衛門に借区許可が下った。また、金田村周辺は金田坑区となり、牟田口元学・柏木勘八・久良知某・中村源次郎に借区許可が下ったと伝えられた。<sup>57</sup>この時点で、中原屋は借区出願にもいたつておらず、承諾書の重複契約の解消と炭坑開業資金の調達に手こずっていた。

これ以後の中原屋の動きには、借区出願に対する諦観の様子が窺える。中原屋は、今後の行動について東京の色川誠一に相談するも明確な返事

を得ることはできなかった。明治二十三年（一八九〇）五月には、色川の方から借区出願中止の指示があり、中原屋は準備した選定坑区内の借区出願をすべて取下げた。また、金田村・大熊村・宮床村においては、村民承諾の約定解約も余儀なくされることになった。

結局、中原屋の炭坑投機は、借区ひとつ獲得できぬまま終了した。

#### 四 むすびにかえて

これまで、筑豊炭田における石炭選定坑区の導入過程に登場した炭坑投機家について石炭商中原屋を事例にとつて概観した。しかし、本稿の冒頭で炭坑投機家について扱うとしたものの、中原屋は炭坑投機家にはなれなかったといえるだろう。中原屋は、選定坑区の借区取得どころか出願さえもできなかった。実際に中原屋が坑区内に借区をしておれば、それを三菱社や他の資産家に高額で売却できたかもしれない。ここではむすびにかえて、中原屋が借区出願を断念した坑区と炭坑投機の失敗について検討しておこう。

明治二十二年（一八八九）末までに、筑豊炭田において三四坑区の選定が終了した。実際に、選定坑区内に借区を取得したのは次表のとおりである。

石炭選定坑区表

図上番	名称	国名	郡名	村名	坪数	人名
1	高須坑区	筑前	遠賀	高須外二村	三一五八〇	遠武秀行外一名
2	古賀坑区	同	同	古賀外二村	二四〇八一六〇	許斐鷹介
3	頃末坑区	同	同	頃末外四村	三三三二〇二〇	岩佐正寛外一名
4	吉田坑区	同	同	吉田外二村	三五一九三〇〇	柴田多十外一名
5	中間第三坑区	同	同	中間外二村	三六七七八五〇	渡辺耕鋤外二名
6	岩瀬坑区	同	同	岩瀬外一村	一四八四七九〇	中尾卯兵衛外二名
7	中間第四坑区	同	同	中間外一村	一三八四三〇〇	三野村利助
8	中間第一坑区	同	同	同外一村	四五二四八四〇	宮田政一
9	中間第二坑区	同	同	同外二村	一九三〇三三〇	許斐鷹介外一名
10	楠橋第一坑区	同	遠賀 鞍手	楠橋外三村	二五〇六九二〇	有村磯五郎外二名
11	楠橋第一坑区	同	遠賀	楠橋外一村	一六四五三五〇	則末周祐外一名
12	金剛坑区	同	鞍手	金剛外四村	一四九二〇〇〇	松尾利貞外三名
13	木月坑区	同	同	古月外一村	二二三六二三〇	中野寿作
14	中山坑区	同	同	剣山外一村	三四二二七〇	川村純義
15	植木坑区	同	同	植木	五一四九五五〇	藤倉五郎兵衛外二名
16	新入坑区	同	同	新入外三村	三七七九七九〇	近藤廉平
17	下境坑区	同	同	下境外一村	三三四一六二五	許斐鷹介
18	勢田坑区	筑前 豊前	鞍手 田川	颯田外一村	四三六九七七五	安川敬一郎外三名
19	赤池坑区	同	同	赤池外一村	三三六六二二五	平岡浩太郎外二名
20	金田坑区	同	同	神田外一村	六五六五〇〇〇	牟田口元学外三名

図番号	名称	国名	郡名	村名	坪数	人名
21	楠坑区	同	同	楠外三村	七三〇四八五	山本喜三郎外二名
22	伊田坑区	同	同	伊田外三村	二五一四六五四五	福島良介
23	長井相坑区	筑前	鞍手	宮田外二村	二二三五九七五	萩本嘉三外二名
24	大隈坑区	同	同	大隈外二村	四四八八三七五	貝島太助
25	窪田坑区	同	同	窪田外二村	二二八二六七五	香月新三郎
26	新多坑区	同	同	勝野外二村	三四五九六三〇	近藤藤平
27	目尾坑区	同	鞍手 穂波	目尾外一村	二〇二九六〇〇	杉山徳三郎
28	鯉田坑区	同	嘉麻	佐与外二村	四八四九二二五	岩崎弥之助
29	網分坑区	同	同	網分外五村	五八八四〇三一	有松伴六外一名
30	相田坑区	同	穂波	相田外六村	六一一九五〇	松本 潜
31	潤野坑区	同	同	潤野外九村	八三七三三七一	平岡信五郎
32	忠隈坑区	同	同	飯塚外一村	三〇四五四七五	麻生太吉
33	平恒坑区	同	同	穂波	三二〇三八四〇	香月新三郎
34	山野坑区	同	嘉麻	稲築	五二五九七五	矢野喜平次外三名

備考『日本鉱業会誌』六巻五九号

中原屋が最初に乗り出した金田坑区(図上番号20)は、牟田口元学・朝吹英二のほか二名が借区を取得した。史料から牟田口と朝吹は共同して借区出願をした可能性が高い。<sup>58)</sup>朝吹と牟田口が、立憲改進黨の結成に尽力した人物であることから考えて、この二人の借区出願は党主の大隈重信が推し進めた官営事業払下げに対する何らかの姿勢を反映したものであったのかもしれない。<sup>59)</sup>

また、朝吹は坑区選定中のこの時期に三井の益田孝と接触している。金田坑区における朝吹の活動は、三井資本の筑豊進出の端緒だったとも考えうる。<sup>60)</sup>

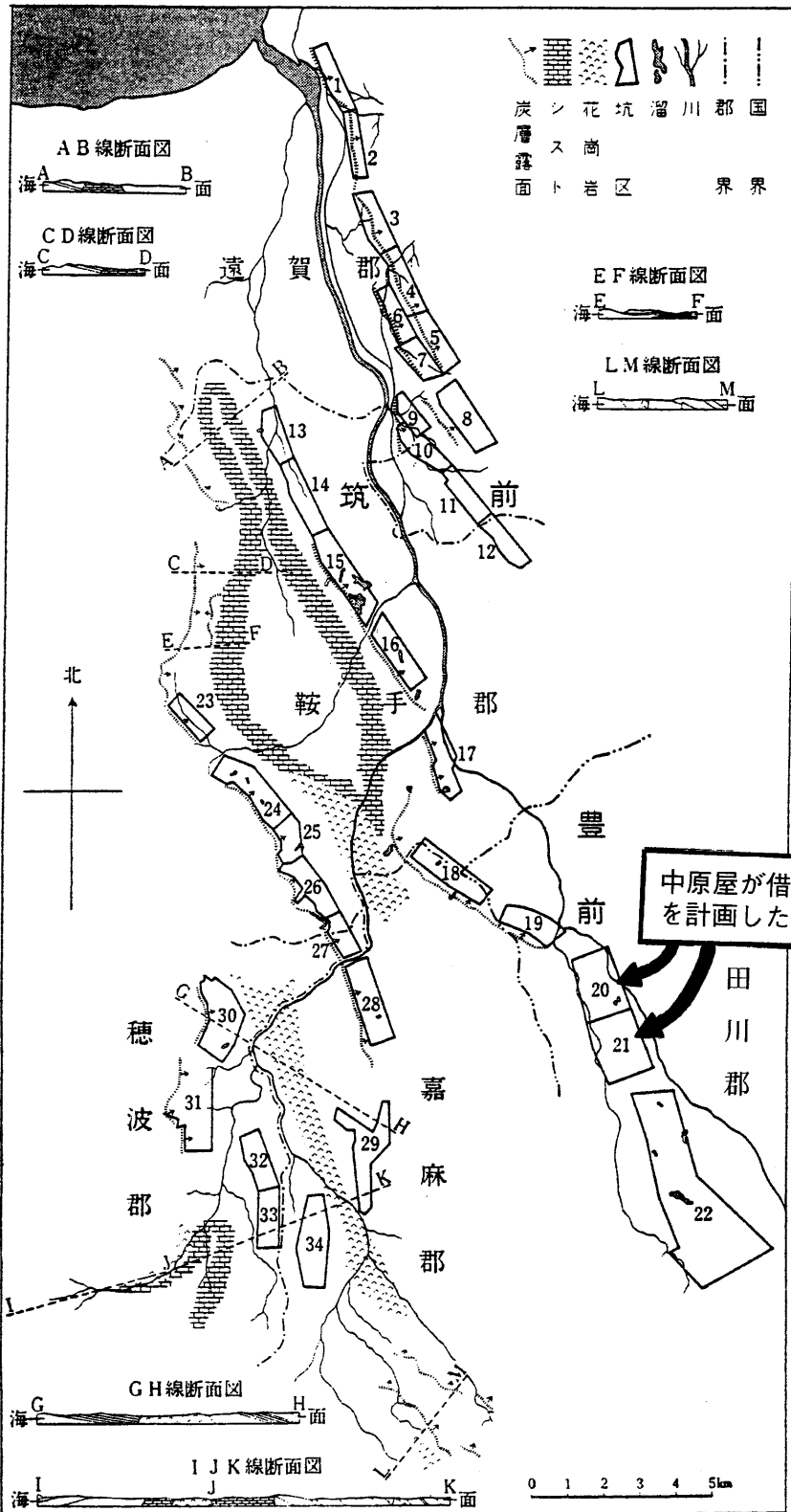
三菱社が中原屋の斡旋を断念した楠坑区(図上番号21)は、平岡浩太郎・山本貴三郎・磯野小左衛門が共同して借区出願し許可を得た。平岡・山本・磯野は、楠坑区に三名合同の豊国炭坑を設立した。<sup>61)</sup>

一方、選定坑区の借区出願を断念した中原屋は、金田・大熊・宮床村の村民惣代や周旋人と承諾書の証拠金返還をめぐって訴訟事件まで起こすことになった。金田村では村民惣代が、中原屋に対し牟田口元学との契約解除に失敗したことを陳謝している。大熊村や宮床村でも事情は同じで、証拠金の回収は諦めなければならなくなった。

中原屋の炭坑投機について考察すると、当初から事業自体に無理があったことが窺える。中原屋は借区取得の過程において、村民承諾に重点を置きすぎた。中原屋の借区出願は、地主承諾の義務や地主優先権を保証した日本坑法、村民承諾を要求した「田川郡石炭取締規則」や「諸坑借区開坑或ハ試掘願之節ハ別紙之通取可申候事」の要領に従って進めていたと考えられる。

しかし、明治二十三年(一八九〇)九月には、坑業条例が公布されている。すでに、行政当局内部でも日本坑法の不備を自覚し改正作業がおこなわれていた。明治二十一年(一八八八)十月に通達された選定坑区出願の手続きによると、村民惣代承諾書は従来通り添付することになっているが、「無謂事故申立」で拒否する場合はその理由書を添付することになっている。これは借区許可の要件からいわゆる人民承諾の必要性が後退していることを示している。<sup>62)</sup>

選定坑区図



また、本稿で扱った承諾書をみると、地主承諾を村民承諾にまとめた形式を採っている。史料によれば、金田坑区で借区を取得した牟田口元学は、仮約定証で借区出願したとされる。選定坑区における借区出願の過程で、地主承諾や村民承諾は体裁さえ整えば大して重要なものではなかったものと推察される。

しかし、中原屋は村民承諾を過大評価していた。中原屋は坑区の選定期間中に、借区出願よりも承諾書の重複契約の解消を優先させていた。周旋人を使って村民惣代を懐柔するも、高額な承諾金を支払う約定となった。そして、高い金額で約定を結ぶも、証拠金しか積みなかつた中原屋はさらに借区出願が遅れた。

また、中原屋の炭坑投機を資金面から観察すると、すべてが他人任せであつたことがわかる。下の史料から出資額を見ると承諾書の証拠金や周旋料は、協力商人であつた千田勇太郎が負担している。その他、承諾金や借区出願経費、炭坑買収資金、借区開坑資金などについては、幹旋先に押しつけようとした。さらに、中原屋は田川郡において炭坑投機で得た資金を元手に、企救郡で炭坑経営に乗りだそうとまで計画していた。中原屋の資金調達には、自転車操業の感が否めない。実際に、借区の譲渡が将来実行されるかどうかは当事者の支払能力、すなわち信用力に依存することになる。中原屋の炭坑投機は、こうした問題も克服できなかつたといえるだろう。

中原屋協力商人千田勇太郎出資額

明治二十二年（一八九九）於

出資先	出資額	諸経費
1 田川郡金田村炭田	四百五円五十銭	百円（5月14日）
2 田川郡宮床村炭田	千六十九円十銭	二十円（6月28日）
3 田川郡大熊村炭田	二千八十一円四十八銭	十五円（8月9日）
4 企救郡大畠村炭田	百二十二円六十四銭	十円（9月28日） 外十円
5 企救郡城野村炭田	二百九十五円二十二銭七厘	百十円（9月30日）
6 企救郡水町村炭田	九十四円三十銭	—
7 企救郡黒原村炭田	百七十三円十四銭	八十円（10月6日）
合 計	二千五百四十二円三十八銭七厘	三百三十五円
総 計	二千八百八十六円三十八銭七厘 （外に色川誠一から宮床村承諾約定証代金千五百円受取）	
正 味	千四百八十六円三十八銭七厘（千田全出資）	
約 定 地	田川郡（宮床村半額・金田村上山一面・大熊村一面） 企救郡（城野村・重住村・水町村・黒原村）	

資料 『中原嘉左右日記』（第九卷）九八〜九九頁

選定坑区において、中原屋は借区出願の段階で挫折した。しかし、競争関係にあつた出願者は、借区の取得に成功している。史料から選定坑区における借区許可の過程を窺い知ることができる。最初に許可を受けた貝島・麻生・香月といった地元有力坑主の坑区と比べ、田川郡の坑区

は地元坑主・中央資本の競合区であった。本稿で取り上げた史料からも、平岡・山本・牟田口などは、競合しながらも歩み寄り、借区出願を共同で行っている。また、平岡は三菱社の田川郡進出を退けている。選定坑区の設定と借区許可が、自然的条件・地元坑主・資本力を前提としたにせよ借区出願者の側からその条件に適合しようとした行動が読みとれる。後々まで紛糾したといわれる田川郡の選定坑区は、地場炭坑資本と中央資本の拮抗と協力関係のなかで発展していったことがわかる。

本稿では、選定坑区制導入期の炭坑投機家を石炭商中原屋を例に追つてみた。中原屋の炭坑投機は実現に至らなかった。しかし、選定坑区の借区取得者の中には、後に借区を中央資本に売却して巨大な資金を得ることに成功する者も現れる。これら借区の譲渡者が、投機目的によるものか、あるいは経営不振によるものなのか、個々の事例について実証的な研究を進める必要があると思われる。

## 註

(1) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』岩波書店、一九六八年、二二六頁。

(2) 杉山徳三郎は、その「懐旧談」のなかで、「然るに炭坑の経営者としては先づ鑛區を出願するのは是非共村人の同意調印を求めなければならなかつた。人間扱ひをされぬ位迄嫌はれてゐることを承知しながら、尚且膝を屈して調印を乞ふには大なる屈辱に堪え、大なる努力を要した、仕事を始めれば仕事そのものに苦しんだが、當時に於ては仕事を始める以前に於て斯る苦しみがあつた。」(杉山徳三郎懐旧談『石炭時報』第

二巻一号、五四頁)と述べている。ただ、当時の筑豊地方において炭坑主よりも地元村民のほうが優位な立場にあつたかどうかは判然としない。

(3) 西川俊作編、浅子和美、池尾和人、大村敬一、須田美矢子共著『経済学とファイナンス』東洋経済新報社、一九九五年、三二六頁。

(4) 「告示第六十六号」

本県下炭田之内、今般左之箇所坑区撰定相成候ニ付、該区或ニ掘り借区・試掘共出願差許ス。

但、図面並出願手續キハ所轄郡区役所ニ就キ承合スヘシ。

明治廿二年十月一日 福岡県知事 安場 保和

田川郡 赤池村・金田村・神崎村二係ル区

鞍手郡 植木村・下新入村・中山村二係ル区

同郡 長井鶴村区

同郡 上大隈村・磯光村・宮田村二係ル区

同郡 鶴田村・磯光村二係ル区

穂波郡 相田村・川津村・中村・幸袋村・庄司村・伊岐須村二係ル区

同郡 潤野村・花瀬村・横田村・伊岐須村二係ル区

嘉麻郡 鯨田村・佐与村・有井村二係ル区

以上八ヶ村

(5) 日本坑法の規定によると坑山開採を希望するものは、「坑山寮二願出」て試掘の許可を仰がなければならぬ。(日本坑法第五条第一項) 坑山寮より試掘の許可を得た者は、当該地の土地所有者に地主と示談交渉し、賞金を決めて処分(地主承諾)すべきであるとされた。(同第二項) また、「地主ニシテ自ら試掘ヲ企ル者ハ衆ニ越ヘテ許可ヲベキ分義アリ」

(同第三項)と試掘に関し地主の優先権を保証した。地主は理不尽な試掘の拒否や不当な賞金の請求は禁じられ、違反した場合は「坑山寮、或ハ地方官ニテ正価ヲ決済シテ其地ヲ買上クヘシ」(同第四項)とされた。もつとも、実際に地主の側から第四項目の規定が守られたかは疑問が残る。

(6) 東定宣昌「明治初期、福岡県の坑業行政——石炭坑業における試掘、開坑手続を中心として——」『経済学研究』所収(九州大学) 第五三卷 第四・五号、一九八七年、二二七頁。

(7) 「一、試掘借区開坑共村方差閤無之添書可差出、且他人之抱地を借区ニ願、又々相交□ハ、其者承諾之受書ヲも別段可相添□事

但、絵図面ニも何ノ誰抱ト可相記□事」九州大学石炭研究資料センター所蔵麻生家文書 史料番号 明B一六。

(8) 米津三郎校注・編集『中原嘉左右日記』(第一二卷) 西日本文化協会、一九七七年、五〇六～五〇七頁。

(9) 前掲『中原嘉左右日記』(第一二卷) 五〇四～五〇五頁。

(10) 前掲『中原嘉左右日記』(第一二卷) 五〇八～五〇九頁。

(11) 海軍予備炭田における当初計画は「年産十万吨、五百年計画」(第四海軍燃料廠『海軍炭坑五十年史』)という壮大なものだった。予備炭田に指定された地域は次の通りである。

福岡県粕屋郡 メ十八ヶ村

宇美村・佐谷村・新原村・上須恵村・植木村・下須恵村・旅石村・志免村・酒殿村・中原村・新長者原村・原町村・戸原村・江辻村・大隈村・和田村・久原村・乙丈村

同 鞍手郡 メ七ヶ村

勝之村・御徳村・直方村・山部村・知古村・赤地村・中泉村  
同 嘉麻郡 メ七ヶ村

下山田村・才田村・漆生村・中隅村・下白居村・上白居村・西郷村  
同 田川郡 メ六ヶ村

大熊村・楠村・糸田村・宮床村・後藤寺村・河原弓削田村

合計 三十八ヶ村(眞木俊魁『海軍燃料沿革』上、海軍省、一九三五年、十五頁)

(12) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 一九七四年、三一八～三二〇頁。

(13) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三三五頁。

(14) 前掲『中原嘉左右日記』(第二二卷) 五一五～五一八頁。

(15) 東定「麻生鯨田炭坑における地補金について」『エネルギー史研究ノ一ト』所収、西日本文化協会、一九七六年。

(16) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三二七頁。

(17) 『福岡日日新聞』明治二十二年(一八八九)七月二十五日付第二・三  
面。

(18) 田川市史編纂委員会『田川市史』(中卷) 田川市役所、一九七六年、

八二〇～八二二頁。

(19) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三一一頁。

(20) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三二一～三二四頁。

(21) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三四三～三四九頁。

(22) 色川誠一がどのような人物か判然としないが、『栄誉鑑』(有得社、明治二十三年十一月)によると、東京十五区六郡の所得税納税者番付のなかで「閔脇之部」に番付されている。色川の明治二十二年度(一八八九)

所得納税額は、五十一円十銭五厘とある。



- (23) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 二九〇頁。  
 (24) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三六九頁。  
 (25) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三一五頁。  
 (26) 同上  
 (27) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三三九頁。  
 (28) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三四〇頁。  
 (29) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三五八頁。  
 (30) 新たに封鎖された二ヶ村も、明治二十四年(一八九二)三月二日の農商務省告示第二号で解放され、同時に較手郡御徳村と糟屋郡新原村を除いてすべて解放された。
- (31) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三六〇頁。  
 (32) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三六二頁。  
 (33) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三六三頁。  
 (34) 『平岡浩太郎伝(草稿)』其七「坑業経営(坑業時代)」、国立国会図書館憲政資料室所蔵史料『平岡浩太郎文書』(資料請求番号四二)、作成年不詳、三四―三五頁。  
 (35) 同上史料によると、豊国炭坑は三菱社から金十萬円の出資を受けたと伝えている。平岡は後年、三菱社の出資について、「贈らるゝとも二萬円にては事業に着手し難く借るも拾(八十と朱書で訂正)萬円奈れば事業を始むべし。故に彼を捨てて□を取りしのみ。」と語っている。
- (36) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三六三頁。  
 (37) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三六六頁。  
 (38) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三六九頁。  
 (39) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 三六八―三六九頁。

- (40) 前掲『平岡浩太郎伝(草稿)』其七「坑業経営(坑業時代)」、十八―十九頁。
- (41) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 四三四頁。  
 (42) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 四八五頁。  
 (43) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 四八九頁。  
 (44) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 四九六頁。  
 (45) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 五〇三頁。  
 (46) 前掲『中原嘉左右日記』(第八卷) 五〇八頁。  
 (47) 前掲『中原嘉左右日記』(第九卷) 一九七五年、五五頁。  
 (48) 前掲『中原嘉左右日記』(第九卷) 八二頁。  
 (49) 前掲『中原嘉左右日記』(第九卷) 一一一頁。  
 (50) 前掲『中原嘉左右日記』(第九卷) 一二七頁。  
 (51) 前掲『中原嘉左右日記』(第九卷) 一五四頁。  
 (52) 前掲『中原嘉左右日記』(第九卷) 二二四頁。  
 (53) 前掲『中原嘉左右日記』(第九卷) 二五四頁。  
 (54) 前掲『中原嘉左右日記』(第九卷) 二五八頁。  
 (55) 前掲『中原嘉左右日記』(第九卷) 三七一―三七二頁。  
 (56) 後に田川探炭会社の社長となる福島良介は、色川誠一と何らかの面識があつたのか。また、福島は楠村周辺に田川探炭会社の借区出願を企んでいる。
- (57) これは、中原の誤認であろうか。実際に金田坑区で借区許可を受けたのは、牟田口元学・朝吹英二・蔵内次郎作・柏木勘八郎である。
- (58) 前掲『平岡浩太郎伝(草稿)』其七「坑業経営(坑業時代)」には、借区の競願者について「一方は、牟田口元学、朝吹英二等にして、他の一

方は三菱派寄りき。」(三三頁)と表現している。

(59) 益田孝は、明治二十一年(一八八八)の三池炭坑の入札の際、三井に對して大隈派の妨害があつたと伝えている。「明治二十一年〔註・二月一日〕に大隈さんが政府に入ると〔註・黒田内閣の外務大臣〕、大隈さんの主唱で、政府は財政整理の爲め官有物を手放すと云ふことになつて、其の年の四月に、三池炭礦を拂い下げると云ふ。…三井としてはどうしても三池炭礦を手入れしなければならぬから、私は三井銀行の西邑〔註・虎四郎、三井銀行副長〕に、三井銀行から百萬圓貸して貰ひたいと云ふ相談をした。…此の三池炭礦の拂下と云ふことは、朝吹だの何だの、大隈幕下の策士達の陰謀であつた。大隈さんが政府へ入つて来て、財政整理の爲め官有物は皆賣つてしまはうと云うので、三池炭礦を拂下げることになつた。併し其れは表向で、實は長州の金櫃は三井だ、三井の金櫃は三井だ、三池を三井から離してしまへと云ふのであつた。岩崎さんの名で、私にお委せなさいと云ふ書面を出した。…之れまで三池炭礦に少しも利害の關係なく、事情もよくわかつて居ない三菱が、三井とほんの僅かしか違つて居なかつたやうな札を入れたのは、裏面に前述のやうな政治的陰謀があつて、是が非でも三池炭礦を取つてしまはうと云ふ考であつたのだらう。實に危ない處であつた。」(『自叙益田孝翁伝』長井實、一九三九年、二八七―二九一頁) 大隈重信の入閣により、立憲改進黨勢力は諸官業の払下げに對しても介入するようになる。「大隈入閣し、黒田内閣となり大隈の勢力国民を掩ふに至り、改進黨は大隈の政策援助の方針となり官有鉄道払下問題は□遍の反對を無視して之を弁護す」(『平岡浩太郎年譜(改訂)』国立国会図書館憲政資料室所蔵史料『平岡浩太郎文書』資料請求番号一三六、作成年不詳、頁数なし)

(60) 朝吹と田川郡を結びつける史料は三井側に存在しない。しかし、朝吹

は三菱時代から三井の益田孝と親交があり、益田も朝吹を高く評価している。明治二十二年(一八八九)当時、朝吹は益田主催の茶会に頻繁に誘われている。(白崎秀雄『鈍翁・益田孝』上巻、中央公論社、一九九八年、二〇九―二二二頁参照)「明治十六、七年から同二十四年、鐘紡入りまで七、八年間、すなわち英二君三十五、六から四十三歳までは、事業上において不如意をきわめ、ときには車代にも差し支えるほどの貧乏で苦しんだが、一方実業界はもちろん政界社交界にまで游戈して、華やかに活動した際であつたから、後年三井に入つて、経済向きに安定したときよりも、持ち前の野生や、奔放性を自由大胆に發揮したこの半浪人時代が、苦しい中にも、本人にはかえつて得意であつたろうし、また朝吹英二その人を、世間に印象したこともおそらく後の三井時代よりは、一層広くかつ深いものがあつたわけで、まさに陽春三月百花爛漫の時代ともいふべく、鐘紡入り以後はむしろ緑葉を過ぎて、ソロソロ秋実を結ぶ地味な境涯に入つたものである。」(大西理平『朝吹英二君伝』株式会社図書出版社、一九九〇年、七二頁)

(61) 中原嘉左右は、宮床村の村民承諾書を色川誠一に売却した。後に、平岡浩太郎・山本貴三郎は、色川からこの承諾書を買取った。(『中原嘉左右日記』第二巻、一九七七年、二二二頁参照) また、前掲『平岡浩太郎伝(草稿)』によると、山本と磯野小左衛門は相性が悪かつたと伝えている。山本は磯野から常に厭迫を受けていたという。これを見た平岡は、磯野に圧力をかけ、明治二十四年(一八九二)、借区を分割して磯野を豊国炭坑の経営から排除した。共同で借区出願した筑豊炭坑資本金家にも、当初から対立關係があつたことを窺わせる。

(62) 今野孝「明治二十年前後における筑豊石炭坑業——撰定坑区をめぐる——」『エネルギー史研究』一二号所収、西日本文化協会、一九八三年。

(63) 牟田口元学は、赤池坑区で安川敬一郎・平岡浩太郎と共同で借区出願している。借区取得後、牟田口は安川・平岡に自らの借区を譲渡している。また、朝吹英二は、牟田口と共同で取得した楠坑区の借区を安川・平岡に売却している。借区譲渡の条件は、価格金五万円で、延べ払い金三万円であった。この時、牟田口が安川・平岡に対して譲渡金の早期支払いを迫ったため、朝吹は、「安川は君等のみるような層人間ではない、まあ今少し待ってやるさ」と執成したという。また、朝吹は、大隈重信と相談の上、借区譲渡金を立憲改進黨の党費に振り向けたところ、党総会で牟田口・前島密等にその用途を追求され、大隈の助成でなんとか収拾がついた。(前掲『朝吹英二君伝』八三～八五頁) 撰定坑区における牟田口・朝吹の借区取得は、投機目的で行われたものとも考えられる。